



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B55巻ーハードウェア**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B55 巻－ハードウェア

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

# IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B55 巻－ハードウェア

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) までご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

**© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.**

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## ハードウェア

### 産業に関する記述

「ハードウェア」産業は、コンピュータ、家電、通信機器、ストレージ・デバイス、コンポーネント及び周辺機器を含む、テクノロジー・ハードウェア製品を設計し販売する企業により構成される。この産業に属する多くの企業が、製造サービスについて「電子機器の製造受託サービス（EMS）及び設計を含むオリジナル製品の製造（ODM）」産業に大きく依存している。この産業は、特に新興市場の消費者において、テクノロジーの使用が急速に成長することに伴い、引き続き、成長することが見込まれている。

注：「ソフトウェア及びITサービス（TC-SI）」産業、「インターネットメディア及びサービス（TC-IM）」産業又は「EMS及びODM（TC-ES）」産業（又はこれらの複数のもの）の活動に従事する企業は、これらの産業のために別途定めたSASB基準を検討すべきである。

### サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリ	測定単位	コード
製品ライフサイクル管理	IEC 62474 申告対象物質を含む製品から生じた売上高の割合 <sup>95</sup>	定量	パーセンテージ (%)	TC-HW-410a.1
	EPEAT 登録又は同等のもの の要件を満たす適格製品から生じた売上高の割合 <sup>96</sup>	定量	パーセンテージ (%)	TC-HW-410a.2
	<u>ENERGY STAR®基準を満たすエネルギー効率認証に関する認証を受けた製品から生じた売上高の割合</u>	定量	パーセンテージ (%)	TC-HW-410a.3
	回収した使用終了 (end-of-life) 製品及び e-waste の重量、リサイクル率	定量	メートルトン(t)、パーセンテージ (%)	TC-HW-410a.4

<sup>95</sup> TC-HW-410a.1 に関する注記 – 開示には、IEC 62474 の申告対象物質群又は申告対象物質の使用を管理するための自社のアプローチの説明を含めなければならない。

<sup>96</sup> TC-HW-410a.2 に関する注記 – 開示には、環境に焦点を当てた原則を製品設計に取り込むための取り組み (efforts) についての説明を含めなければならない。



表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリ	測定単位	コード
製品カテゴリーごとの生産ユニット数 <sup>97</sup>	定量	数	TC-HW-000.A
製造施設の面積	定量	平方フィート (ft <sup>2</sup> )	TC-HW-000.B
所有する施設で生産した割合	定量	パーセンテージ(%)	TC-HW-000.C

<sup>97</sup> TC-HW-000.A に関する注記 – 企業は、自社施設で生産したか委託製造業者又はサプライヤーが生産したかにかかわらず、報告期間中に生産したユニット数を示さなければならない。開示は以下の製品カテゴリーに従わなければならない：通信機器、部品、コンピュータ機器、コンピュータ周辺機器、コンピュータ・ストレージ、家庭用電子機器、その他のハードウェア、印刷及び画像処理、並びに取引管理システム。

## 製品ライフサイクル管理

### トピックサマリー

「ハードウェア」産業の企業は、製品の製造、輸送、使用及び廃棄に起因する環境上及び社会上の外部性に関連する課題の増加に直面している。ハードウェア製品の急速な陳腐化は、そのような外部性を悪化させる。そのため、企業はライフサイクル全体を考慮した製品設計を行っている。具体的な考慮事項としては、製品のエネルギー効率、有害物質のインプット、並びに耐用年数終了（end-of-life）時の安全な廃棄及びリサイクルに関する設計及びその促進を含む。環境上及び社会上の影響（impacts）を改善した製品を設計及び製造することを優先する企業は、外部性に関連するコストを回避し、潜在的に有害な物質を排除しながら、消費者の需要と市場シェアを拡大する可能性が高い。さらに、製品の環境上及び社会上の外部性を最小限に抑えることができる企業は、生産者責任の拡大に関連したものなど、規制及びコストの増加のエクスポージャーが少なくなる。

### 指標

#### TC-HW-410a.1. IEC 62474 申告対象物質を含む製品から生じた売上高の割合

- 1 企業は、報告期間中に販売した、申告対象物質を含む製品の割合を開示しなければならない。
  - 1.1 国際電気標準会議の IEC 62474 「電気産業の製品の物質宣言」に従って、製品に以下の量の申告対象物質が含まれている場合、その製品は申告対象物質を含むとみなす。
    - 1.1.1 「報告閾値」を超える
    - 1.1.2 「報告申請」の範囲内にあると認められる
    - 1.1.3 「報告要件」が必須である範囲内
  - 1.2 企業は、申告対象物質を含んでいる電気、電子及び関連技術製品の販売により生じた売上高について電気、電子及び関連技術製品の販売により生じた総売上高で除した割合を計算しなければならない。
- 2 開示の範囲には、IEC 62474 に従って申告を行う必要のない製品又は申告を行っている製品を含む、電気、電子及び関連技術製品をすべて含める。

#### TC-HW-410a.1 に関する注記

- 1 企業は、申告対象物質群又は申告対象物質として IEC 62474 に記載されている物質の使用を管理するためのアプローチについて記述しなければならない。その記述には、これらの物質の使用を検討する具体的なオペレーション・プロセスの説明、及びこれらの物質の使用を管理するために企業が取った行動の説明を含む。
  - 1.1 記述する関連する管理アプローチ及び行動には、以下を含む場合があるが、これらに限らない。
    - 1.1.1 物質を含めないための製品設計基準（例：禁止物質リスト）
    - 1.1.2 材料代替評価の使用、材料及び部品調達ガイドライン、製品安全試験、製品宣言（例：材料安全性データシート）、並びに製品表示

- 2 企業が他の規制、産業標準又は受け入れられた化学物質リストを参照して、既知又は潜在的に有毒な物質の影響 (impact) を評価及び管理する際、それらの実務を識別する場合があります、企業は IEC 62474 との重複の程度を記述しなければならない。

**TC-HW-410a.2. EPEAT 登録又は同等のものの要件を満たす適格製品から生じた売上高の割合**

- 1 企業は、報告期間中に販売された製品のうち、電子製品環境評価基準 (EPEAT) 登録又は同等の基準の要件を満たしている製品の割合を開示しなければならない。
- 1.1 製品が EPEAT Registry に掲載されている場合、又は製品がこれらの要件を満たしていることを企業が証明できる場合には、当該製品は EPEAT 登録の要件を満たす。
- 1.2 EPEAT と同等の基準とは、以下のような事項に対処する、類似する項目を実質的に対象としている規準及び要求事項を含んだものである。
- 1.2.1 環境に敏感な物質の削減又は除去
- 1.2.2 物質の選定及び申告
- 1.2.3 使用終了 (end-of-life) 後を考慮した設計
- 1.2.4 製品寿命又はライフサイクルの延長
- 1.2.5 省エネルギー
- 1.2.6 使用終了 (end-of-life) 後の管理
- 1.2.7 企業のパフォーマンス
- 1.2.8 梱包
- 1.3 EPEAT と同等の基準の例には、Total Cost of Ownership (TCO) 開発の fourth generation family of standards を含むが、これに限定されない。
- 2 企業は、報告期間中に販売された EPEAT 登録又は同等の基準の要件を満たす製品の販売により生じた売上高について、EPEAT 登録に適格な製品から生じた総売上高で除した割合を計算しなければならない。
- 2.1 対象となる製品は、EPEAT 登録が存在するカテゴリーの製品であり、デスクトップ・コンピューター、ノートブック・コンピューター、コンピューター・ディスプレイ及び携帯電話を含む。
- 2.2 現在、EPEAT 登録の範囲ではないが、同等の基準がある製品カテゴリーは、適格製品とみなす場合がある。

**TC-HW-410a.2 に関する注記**

- 1 企業は、環境に焦点を当てた原則を製品設計に取り込むためのアプローチを記述しなければならない。
- 1.1 環境に焦点を当てた原則又は規準の例としては、国際電気標準会議 (IEC) の「環境に配慮した設計」(IEC-62430 又は IEC-62075) 又は米国環境保護庁の環境配慮設計 (DfE) に記載されているものを含む。
- 1.2 説明には以下を含むが、これらに限定されない。
- 1.2.1 有害物質の除去

- 1.2.2 リサイクルした材料の使用
- 1.2.3 包装の削減
- 1.2.4 混載出荷のための設計
- 1.2.5 省エネルギー製品の設計
- 1.2.6 製品回収の設計
- 1.2.7 リサイクルのラベル表示
- 1.2.8 希少資源の対象である材料（例：コバルトやレアアース元素）の除去や代替

### TC-HW-410a.3. ENERGY STAR®基準を満たすエネルギー効率認証に関する認証を受けた製品から生じた売上高の割合

- 1 企業は、ENERGY STAR®プログラムに準拠してエネルギー効率認証に関する認証を受けた適格製品から生じた売上高の割合を開示しなければならない。
  - 1.1 企業は、それぞれの認証ごとに、ENERGY STAR®適用される認証の要件を満たした製品から生じた売上高について、ENERGY STAR®認証に適格な製品から生じた総売上高で除して、上記の割合を算定しなければならない。
    - 1.1.1 適格製品は、ENERGY STAR®認証が存在する製品カテゴリーにおける製品であり、以下の電子機器および事務機器製品カテゴリーを含む。オーディオ/ビデオ機器、バッテリー充電システム、コンピュータ、データ・センター・ストレージ、ディスプレイ、企業用サーバー、画像機器、セットトップ・ボックス及びケーブル・ボックス、大型ネットワーク機器、小型ネットワーク機器、電話、テレビ、並びに無停電電源装置等のカテゴリーを含むが、これらに限定されない。
- 2 開示の範囲には、該当する ENERGY STAR®規格の最新バージョンの基準を満たす製品が含まれる。企業は、エネルギー効率認証に関する認証ごとに、その製品の売上高の割合を開示しなければならない。
  - 2.1 ENERGY STAR®基準のエネルギー効率認証に関する認証の旧バージョンの認証要件に準拠して認証された製品がある場合、企業はこれに関する情報を開示しなければならない。その情報には、製品がどのバージョンの認証要件の認証を受けているか、当該バージョンに準拠して認証を受けた製品数の内訳、及び最新バージョンの認証要件に準拠した認証を達成するためのスケジュールを含む。
- 3 企業は、企業が製品を販売する各法域に関して、適用される認証プログラムを開示しなければならない。

### TC-HW-410a.4. 回収した使用終了（end-of-life）製品及び e-waste の重量、リサイクル率

- 1 企業は、回収した使用終了（end-of-life）材料の重量を、メートルトン単位で開示しなければならない。これには、リバース・ロジスティクス・サービス、リサイクル・サービス、製品回収プログラム及び改修サービスを通じて収集されたものを含む。

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 1.1 回収した使用終了 (end-of-life) 材料は、電気電子機器廃棄物 (e-waste) を含め、使用終了 (end of their useful life) 時に廃棄物として処分される又はエネルギー回収に使用される代わりに回収された製品、材料及び部品と定義する。
- 1.2 回収した使用終了 (end-of-life) 材料の範囲には、企業が物理的に管理している材料を含める。
- 1.3 回収した使用終了 (end-of-life) 材料の範囲には、企業が物理的に保有していないが、再利用、リサイクル又は改修の目的を明示して第三者が収集した材料を含める。
- 1.4 回収した使用終了 (end-of-life) 材料の範囲からは、修理のために収集したものと及び保証対象でリコールの対象となった材料は除外する。
- 2 企業は、回収してリサイクルした使用終了 (end-of-life) 材料の割合を開示しなければならない。
  - 2.1 企業は、回収した後にリサイクルした使用終了 (end-of-life) 材料の重量について、回収した使用終了 (end-of-life) 材料の総重量で除して、上記の割合を計算しなければならない。
  - 2.2 リサイクルした材料 (再製造した材料を含む) は、生産又は製造工程を通じて再処理 (reprocess) 又は処理 (treat) され、最終製品又は製品に組み込むためのコンポーネントとなった廃棄物と定義する。
  - 2.3 リサイクルした材料の範囲には、再利用した材料又は再生した材料を含む。
    - 2.3.1 再利用した材料は、企業又は第三者が寄付又は改修 (又はこの両方) した製品を含め、回収した製品又は製品コンポーネントのうち、それらが考案された目的と同じ目的で使用されるものと定義する。
    - 2.3.2 再生した材料は、使用可能な製品を再生又は再生成するために処理されたものと定義する。
  - 2.4 リサイクルした材料の範囲には、主要なリサイクルした材料、連産品 (主要なリサイクルした材料と同等の価値のアウトプット)、副産物 (主要なリサイクルした材料よりも価値の低いアウトプット)、及びさらなるリサイクルのために外部に送られる材料が含まれる。
  - 2.5 リサイクルした材料の範囲からは、埋立地で処分される部分の製品及び材料を除外する。
  - 2.6 電気電子機器廃棄物 (e-waste) は、Basel Action Network の e-Steward® 基準又は米国 EPA の ~~Responsible Recycling Practices~~ (責任あるリサイクル実務) ~~(R2)~~ 標準など、この材料が e-waste リサイクルの基準に対する第三者認証を受けた企業に移転したことを企業が証明できる場合のみ、リサイクルしたとみなされなければならない。
    - 2.6.1 企業は、e-waste を移転した先の企業が準拠する基準を開示しなければならない。